

院外処方箋の疑義照会に係るプロトコル合意書

さぬき市民病院と一般社団法人香川県薬剤師会は、薬剤師法第23条及び第24条に基づく院外処方箋（麻薬、抗悪性腫瘍剤及び高カロリー輸液を除く。）に関する取扱いについて、以下のとおり合意した。

なお、保険薬局における運用にあたっては、患者が不利益を被ることのないよう留意し、必要な説明を行った上で患者の同意を得て実施することとする。

また、合意内容に変更が生じた場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

記

- 1 「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」に該当する事項については、疑義照会を不要とする。
- 2 プロトコル適用後、保険薬局は処方内容の変更を速やかに別紙「疑義照会簡素化プロトコルによる処方修正報告書」に記入し、FAXにて報告する。
- 3 即時性は低いですが、処方医への情報提供が望ましい場合は、「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」を作成し、FAXにて報告する。

2026年1月2日

香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1

さぬき市民病院

院長 石井 知也



香川県高松市亀岡町9-20

一般社団法人 香川県薬剤師会

会長 山本 和幸

